



第3回 ネット販売業者における税務調査対策その2

ネット販売の市場規模の拡大や参入業数の増加により、近年、ネット販売事業者に対する税務調査が増えてきている。故意に脱税を意図していない場合であっても、経営を揺るがしかねない高額な追徴課税を支払わないといけなくなることも少なくない。そうならないためには、税務調査について理解し事前に準備を行なうことが重要だが、今回は赤字の事業者でも思わぬ追徴課税をとられてしまいかねない消費税の税務調査の傾向と対策について説明する。

消費税の税務調査について

消費税の税務調査は、法人税（会社）や所得税（個人事業者）の税務調査と同時に行われる。ただし、法人税等の申告が赤字であった場合や法人税等の調査対象になっていなかった際に消費税の還付申告をした場合などは、法人税等の調査をしないで消費税の単独調査が行われることもあるが、これは稀である。消費税の税務調査には、以下の様な特徴がある。

・赤字企業でも調査対象に選定される

＝赤字企業でも納税額が発生するのが普通であり、例えば無申告であった場合、法人税や所得税については追加で払う税額は無いが、消費税については納税額が発生することも多く、追徴税額をとられることも少なくない。

・法人税や所得税においては問題とされないミスでも、消費税においては修正の対象となることがある。

＝所得（≒利益）に対して課せられる税金と計算方法が異なる。

・消費税の税務調査は、帳簿を基本に行われる。

＝これは後で詳しく述べるが、帳簿をつけていない場合は問題外で、例えば帳簿をつけていないことが多い無申告者等には非常に厳しい追徴課税が課される。

このような特徴がある消費税の税務調査の対策に触れ

る前に、消費税そのものの基礎知識について確認しておこう。

消費税とは

消費税とは、私たち消費者にとってもっとも身近な税金（国税＋地方税）のことで、日本国内で行われるほとんどの取引（商品販売・サービスの提供など）に対して課税され、納められた税金の用途は特に決まっていない普通税に分類される。消費税は比較的新しい税金で、過去の変遷は以下の通りとなっている。

- 「昭和63年（1988年）12月に竹下登政権が創設」
 - 「平成元年（1989年）4月1日から実施：税率3%」
 - 「平成9年（1997年）4月1日より税率5%（消費税4%＋地方消費税1%）へ橋本龍太郎政権が引き上げ」
 - 「平成16年（2004年）4月1日より税込み表示とすることが義務付け」
- *近い将来、消費税率が10～20%になると予想されている。

我々が何か商品を買う時に5%の消費税が課税されるが、その内訳は、「国税4%＋地方消費税1%」となっている。消費税の納税義務者は「各取引段階の事業者（法人・個人事業主）」となり、実際に消費税を負担しているのが我々「消費者」となっている。こういった納税義務者と税金を実際に負担する者が異なっている税金のことを間接税という。具体的な消費税の計算方法には、原則課税と簡易課税の2種類あり、いずれによるかは納税者の選択となっている。

前者は、売上にかかる消費税から経費、仕入れ等にかかる消費税を差し引いて納税額を算出する原則的な方式で、通常は全ての事業者がこの方式により計算する。つまり、実際に「預った消費税」から実際に「支払った消費税」を差し引き正味手元に残っている消費税を納税するのである。一方、後者では「預った消費税」の計算は前者と同様だが、「支払った消費税」の計算は一切せず、

区分	帳簿	請求書、納品書その他の書類
国内取引	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れにかかる資産又は役務の内容 ④課税仕入れにかかる支払対価の額 (注) 支払対価は税込金額	①書類の作成者の氏名又は名称 ②課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につき、まとめて書類を作成する場合には、その一定の期間） ③課税資産の譲渡等の対象とされた資産又は役務の内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額（その課税資産の譲渡等にかかる消費税額に相当する額がある場合には、その額を含む、免税業者が発行するときには対価の額） ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
輸入	①保税地域の所在地を所轄する税関 ②課税貨物を保税地域から引き取った年月日 ③課税貨物の内容 ④課税貨物にかかる消費税の課税標準である金額およびその課税貨物の引取りにかかる消費税額	保税地域の所在地を所轄する税関長から交付される輸入許可書等

(注) 小売業、料飲店業、写真業、旅行業、時間貸注射業等不特定多数の者に資産の譲渡等を行う場合は⑤は不適用

その代わりに「預った消費税」に一定率（業種ごとあらかじめ決められたみなし仕入率）を掛けて算出した額を「支払った消費税」とみなして、簡便的に納税額を計算する。

なお、消費税には「小規模事業者に係る納税義務の免除」という規定があり、2年前の売上が1,000万円以下である事業者については、消費税を納める義務が免除されることになっていることも知っておこう。

消費税の税務調査で見られるポイント

その計算の方式から、事業者が消費税の申告を原則課税で申告しているか、簡易課税で申告しているかによって消費税の税務調査で見られるポイントは大きく異なる。簡易課税では売上しか見られない為、以下では原則課税を前提に消費税の税務調査において見られるポイントとその対策について、項目ごとに解説していく。

【法人税や所得税と共通するポイント】

売り上げの計上漏れ、仕入れや諸経費の否認（架空であったり、事業に関係ないものとみなされた場合）は法人税や所得税でも修正事項（＝課税される所得の増加要素）となり、消費税においては、前者は「預った消費税」の増加、後者は「支払った消費税」の減少として修正の対象とされ、いずれも消費税の納税額は増える。という訳で、みられるポイントと対策は前回の説明を参照されたい。

【消費税独自のポイント】

消費税独自のポイントとして、最も注意すべきは、原則課税の事業者が、消費税の計算上「払った消費税」を差し引くためには要件があるということだ。その要件とは、「払った消費税」に関する情報を記録した帳簿と相手方から受領した一定の要件に該当する請求書などを保存することである。つまり、一定の要件を充足する記帳と資料の保存がなければ、「払った消費税」を差し引くことが出来ない恐ろしい結果になってしまう。特に無申告の場合は、必然的に原則課税となり、かつ帳簿をつけていないことも多く要注意である。当該帳簿等の具体的な記載事項等の要件は、別記の図表の通りである。

次回の税務調査事前対策は、“実際の税務調査の流れ”や“過去の税務調査事例”について解説する予定だ。

著者プロフィール



加地宏行(かじ・ひろゆき)

税理士。税務署・国税局・国税庁に約20年勤務した経験から、現在、税務調査としての実績は多岐に渡る。また、税務調査での情報発信を広げていく上で、『税務調査ネット』のホームページを2008年に立ち上げ、様々な業種から反響を呼んでいる。現在、加地グループの代表として税理士事務所・行政書士事務所等を運営する他、大阪商業大学などでも講師をしており、幅広い分野において活躍している。